

徳川園 花ボランティア要綱

〔 令和5年4月1日制定
徳川園事務所 〕

(目的)

1 この要綱は、徳川園において市民協働参画の推進を図るため、徳川園事務所（以下「事務所」という。）と調整しながら、自主的に活動するボランティア組織について基本的な事項を定め、適正かつ効果的な運用を行うことを目的とする。

(定義)

2 この要綱におけるボランティアとは、次の者をいう。

事務所が定める登録資格を有したもので、ボランティア名簿に登録された者。

(ボランティア活動の種類)

3 ボランティア活動の種類は、下記のこととする。

(1) 草花の植付け、かん水、除草などの植物管理、落ち葉清掃。

(2) イベントの補助。

(登録資格)

4 2に定める登録資格を有した者とは、次の要件を備えた者とする。

植物や緑化に関心があり、事務所に協力して、熱意を持ってボランティア活動に参加できる者。

(定員・登録・活動)

5 ボランティアの定員・登録・活動内容は、原則として次のとおりとする。

(1) 登録者の定員は、事務所が定める。

(2) 登録期間は1年間とする。登録を更新する者は新たに応募用紙に記入する。

(3) 活動内容は、あらかじめ事務所と調整した活動計画によるものとする。

(4) 活動を休止する場合は、その旨当事務所に申し出るものとする。

(登録の抹消)

6 本人から辞退の申し出があった場合、もしくはボランティアとしてふさわしくない行為が生じた場合は、その者の登録を抹消することができる。

(事故)

8 ボランティア自身の責において事故が発生した場合には、原則としてボランティア自身の責任において処理する。

(保険)

9 ボランティア登録期間中は、ボランティア保険に加入し、その費用は事務所が負担する。

(その他)

10 この要綱に定めのない事項については、事務所が定める。